

大規模事業評価調書

事業名・場所		保健所庁舎整備事業	大阪府中央区安土町3丁目10-1、10-2、10-3	
担当		健康局 保健所 管理課（連絡先 06 - 6647 - 0660）		
事業の概要	事業目的	【事業目的】 ○分散している保健所の課等の執務スペースと、一定規模の感染症対応の執務スペースを集約した施設の整備		
		【上位計画等における位置付け】		
		計画名等	策定年度	位置付け
	事業内容	【特別職による意思決定事項等】		
		会議名等	決定年月日	内容
		大阪市戦略会議	令和3年11月17日	ヴィアール大阪を移転候補先として決定
事業実施体制	他用途との合築建物で、現在ホテルとして運用している「ヴィアール大阪」を事務所に転用するための改修工事を実施			
事業規模	改修工事は国土交通省公共建築工事積算基準等に基づき工事費を算定し、競争入札で受注者を決定。 ・基本設計、実施設計、工事監理：簡易型プロポーザル ・改修工事：事後審査型制限付き一般競争入札			
事業スケジュール	【事業規模】 土地：3,528.12㎡ 建物 延床面積：10,493.88㎡（うち事務所等に転用可能な面積は約5,500㎡） 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上15階・地下3階のうち、主に1階～7階 【事業費等】 [全体事業費] (事業費内訳) ・改修工事費 精査中：起債対象 ・アスベスト調査費 240万円 ・設計費：起債対象 基本計画 1,000万円 (R3実績) 実施設計 1億700万円 (R4契約済額) 工事監理費等 精査中 ・移転費・現施設原状回復費用 精査中 [維持管理費] 精査中			
事業スケジュール	（令和3年度）基本計画策定 （令和4年度）実施設計・アスベスト調査 （令和5年度）実施設計・改修工事 （令和6年度）改修工事履行※改修内容によっては段階的な運用開始となる場合がある。			

(1) 事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ対策が終結した後も、感染症法により感染症対策は保健所の業務 ・ 令和4年6月17日 国の新型コロナウイルス感染症対策本部における決定 「世界的な環境変化の中で、今後も感染症によるリスクはなくなるに鑑みれば、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を振り返り、次の感染症危機に備えることが重要である」 ・ 特に本市は万博開催を控えており、国内外の人流の増加で感染症のリスクが高まる。その対策を行う保健所施設の機能向上は市民の安心安全を守るためには必須 ・ 平常時は市職員に対して研修・訓練するスペースを用意する。感染症発生時はこれを転用し一元的な感染症対策のスペースとすることを想定 ・ 第6波・第7波のコロナ対策の教訓から、感染拡大期にスペースが新保健所で一元化できなくなった場合でも、中枢機能を集約していれば効果的な対策の実施が可能と判断。この場合、事務作業を中心にアウトソーシングを検討
(2) 事業効果の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策スペースの一元化により、保健所長が業務全体の状況を常時俯瞰するので、滞っている工程の把握や、その解消に向けた指示が迅速化し、より適切な進捗管理が可能。また、平常時は、このスペースでの研修を応援派遣予定の市職員に対して行うことで、感染症拡大時の即戦力の人材を育成 ・ 保健所の課等の一元化により、感染症対策課と他課との連携が強化され、疫学的な見地での業務の迅速化を見込む。さらに、移転による効果として、本庁舎や大阪健康安全基盤研究所などとの移動時間が短縮され、業務の効率化にも資する
(3) 事業費等の妥当性	
(4) 事業の継続性	
(5) 安全・環境への影響と対策	
(6) 事業の整備・運営手法等の検討状況	

別図 (所在地) 保健所庁舎整備事業

○所在地：大阪市中央区安土町3丁目1番10-1、10-2、10-3

○位置図



○拡大図

